

令和6年度神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

議題

(1) 議題2「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和6年度実施結果（4～12月）（案）」について（資料2-1、2-2）

事務局 資料2-2について、令和6年度末の数値はまだ確定していないので、令和5年度末の実績を掲載している。

計画の数値指標の達成状況について、犬猫の引き取り数は令和5年度実績は1368頭となり、5年後目標を達成している。

犬の返還・譲渡率は令和5年度実績は96.2%となり5年後目標はまだ達成していない。

猫の返還・譲渡率は令和5年度実績は83.3%となり5年後目標はまだ達成していない。

犬、猫の致死処分数は令和5年度は176頭となり、10年後目標を達成している。

譲渡可能犬・猫の致死処分数は令和5年度は0頭となり、10年後目標を達成している。

多頭飼育問題に起因する10頭以上の引取り事例や動物愛護法違反検挙数については、昨年度に委員から掲載するよう助言があったことから、掲載している。

資料2-1の令和6年度結果について、各自治体から説明する。

神奈川県において、1ページの施策1①について、動物フェスティバル神奈川2024in西湘を開催した。県は共催という形で参画し、600名の来場があった。

2ページの施策1②について、令和4年度から動物を用いた普及啓発は行わず、代わりに小中学校からの要望に応じた出張及び動物愛護センターにおける「いのちの授業」を行っている。また、夏休みなどの長期休暇に合わせて、動物愛護センターのバックヤード見学を含めた子供向け教室を実施した。

3ページの施策2①について、新規事業として、引取りに関する案内ページ「犬や猫などのペットが飼えなくなってしまったら」をホームページに掲載し、飼い主に対する普及啓発を行った。

5ページの施策3②について、主に休日に保護犬・猫の譲渡会等を開催した。

8ページの施策5①について、飼い主のいない猫の避妊去勢手術を委託動物病院でも行えるようにした。

13ページの施策10②について、昨年度に引き続き、県・6市災害連携検討会を開催した。また、新規事業として、イベント等で掲示するための、災害に対する備えや災害時の対応に関する災害普及啓発用パネルを作成した。

私市委員 横浜市において、1ページの施策1①について、動物愛護フェスタよこはま2024を5年ぶりに山下公園で行った。一昨年度、昨年度は都筑区で行ったが、山下公園で行うことにより、芝生なので動物にとってもよい環境で犬連れの参加者が多かった。昨年度よりも1,000人増加し、13,000人の参加者だった。

9 ページの施策 5 ①の地域猫活動支援事業について、地域の皆様の事務手続きの労力を減らすために、1 年に 1 回の更新手続を 5 年に 1 回にした。

10 ページの施策 5 ⑤の不適正な多頭飼育対策について、早期探知が重要と考えており、社会福祉部局と事例を検討するような研修を進めている。

11 ページの施策 7 ②の動物取扱責任者研修について、オンラインによる研修を昨年度から行っている。昨年度はオンラインの手続き方法が分からないという問合せが殺到したが、今年度は問合せが減少し、オンライン研修は浸透したのではないかと考える。受講者自身で受講証明書をダウンロードできるようにした。

12 ページの施策 10 ①について、動物救援センターの組織体制の検討を行った。

13 ページの施策 10 ②について、避難所は地域が運営しており、ペットの一時飼育場所があるところは 459 拠点中 219 拠点だったが、1 月末で 269 拠点と 50 拠点増えた。避難所運営ゲーム（HUG）訓練について、横浜市バージョンのキットを 18 の区役所に配備した。ファシリテーター役の職員を育成している。

高橋(三)委員 川崎市において、1 ページの施策 1 ①について、動物愛護フェアかわさき 2024 を初めてとどろき緑地という大きな公園で行った。緑化イベントと同時開催のため 6,300 人の来場があった。

6 ページの施策 3 ②について、川崎市獣医師会と協定を締結し、定期的に動物愛護センターに巡回していただくようにした。これにより動物愛護センターの動物の譲渡を推進できた。今年度は 19 回来所してもらった。また、ボランティアの協力のもと動物の馴化の促進事業を始めた。

10 ページの施策 5 ⑤について、社会福祉部局と連携して、ケアマネジャー、ホームヘルパーに対し、高齢者のペット飼育に特化した動画を制作し、普及啓発をした。

12 ページの施策 10 ①について、川崎市域で災害が発生した時の動物救援活動について、市獣医師会及び発災時に動物救援ボランティアとして活動いただくことが想定されるボランティアとともに、動物救援本部の立上げ及び運営訓練を実施し、具体的な活動内容等を協議した。

14 ページの施策 11 ③について、かわさき犬・猫愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換、動物愛護普及啓発イベント等での協働を通じて、さらなる育成・支援を行った。ボランティア会議は 11 回開催した。成猫飼養管理支援ボランティア及び子猫飼養管理支援ボランティアに対して業務支援の研修を行い、支援をいただいた。

松岡委員 相模原市において、1 ページの施策 1 ①について、さがみはら動物愛護キャンペーンでペットの写真コンテストなどを行い、約 400 人の参加があった。

2 ページの施策 1 ②について、動物愛護推進員による「高齢ペットのケア」や「絵本読み聞かせ」講座を動物愛護キャンペーン時に行った。

6 ページの施策 3 ②について、収容した猫の獣医療ケアを獣医師会に委託して、健康

面での譲渡適性を高めた。また、馴化のために家庭で一時的に預かって飼養するボランティアに猫を預け、譲渡の推進を図った。これは令和5年10月にスタートした事業である。

7 ページ目、施策3②について、市で収容している猫の譲渡会をホームセンターで開催した。新規の事業である。

また、市の行う動物愛護事業に対し消耗物品の寄付や、ふるさと納税制度を利用した寄附金及びガバメントクラウドファンディングを実施した。新規の事業である。

10 ページの施策5⑤について、福祉部局と動物の多頭飼育対策等連絡調整会議を行った。多数の動物を飼育する飼い主を把握し、適正飼養について啓発し、必要に応じて助言や指導を行うことを目的に、条例を改正し、令和7年4月から多頭飼育届出制度を施行することとした。犬又は猫を6頭以上飼う場合には届出が必要である。

12 ページの施策10①について、災害時動物救護活動用のテントを購入した。

依田委員 横須賀市において、2 ページの施策1②の犬の飼い方教室について、動物のトレーナーを招いて行った。そこでは大規模地震に備えた日頃の取組みについても説明してもらった。中学生等職場体験は4回に分けて8名が参加した。中学校の総合学習の中で受け入れた。依頼があれば可能な限り受け入れていきたいと考えている。

3 ページの施策1③について、小学校を対象に夏休みに動物愛護センターのお仕事を学ぼう教室を2回に分けて行い、希望者が多く定員の20名が参加した。参加した小学生に動物愛護センターの取組や獣医師の業務にとっても関心を持ってもらった。また、小学校へ出張し、ボランティア団体と協働で動物愛護精神の普及啓発を目的とした講習会と音楽劇を3回開催した。小学生から好評だった。

7 ページの施策3②について、譲渡対象動物の情報を市ホームページや公式 SNS に掲載した。インスタグラムは約1年運用している。今後も譲渡につながるような情報をこまめに掲載していきたいと考えている。

9 ページの施策5①の地域猫活動支援事業において、地域猫活動団体の登録と、登録した団体の管理する猫について動物愛護センターで避妊又は去勢手術を行った。現在は62団体が登録しており、令和6年度は廃止が3団体、新規登録が8団体あった。

これらの団体を対象に、地域猫活動支援事業における活動の課題や対処法について共有する情報交換会を開催した。

須田委員 藤沢市において、1 ページの施策1①について、第51回動物愛護のつどいを行った。入選者の絵を全部を掲示することで参加人数を増やし、1,500人の参加があった。

2 ページの施策1②について、ペット防災セミナーを大型マンションからの要望に応じて実施した。今後もこのような依頼に対応していきたいと考えている。

4 ページの施策2①について、飼い主の緊急時に備えた緊急時連絡カードを作成・配布し、緊急時のペットの預け先の事前確保等、飼い主への普及啓発を図った。カードは

4 件配布した。チラシについては獣医師会に配布している。

12 ページの施策 10①について、市獣医師会・市内獣医大学および防災関連部署合同での勉強会を 4 回実施し、災害時の対応や課題について情報の統一化を図った。

橋爪委員 茅ヶ崎市において、2 ページの施策 1 ②の適正飼養講習会として、講習会として市民から派遣依頼があり、市民講座及び地区防災訓練内講座を併せて 2 回実施した。

3 ページの施策 1 ③について、市内の中学生の総合学習において、動物愛護や動物の保護や譲渡の取り組みを紹介した。

5 ページの施策 2 ③について、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理普及啓発事業」において、ボランティア団体との協働事業により飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術を 50 頭実施した。

7 ページに施策 3 ②について、令和 6 年 10 月 5 日、保健所にて茅ヶ崎寒川愛護協議会主催で犬猫の譲渡会を実施し、保護犬猫の譲渡の推進を図った。

10 ページ施策 5 ②について、犬の散歩マナーに関する啓発看板、イエローチョーク作戦、犬猫の適正飼養を啓発するチラシを自治会を通して配布した。配布数は資料のとおり。

12 ページの施策 10①について、昨年 9 月 21 日に保健所においてペットの避難訓練を実施し、27 名の飼い主と 15 頭の愛犬が参加して、実際に同行避難を体験してもらい、防災意識の高揚を図った。

山田委員 神奈川県動物フェスティバルの人数が例年より少ないが何か変更があったのか。

事務局 南足柄市役所にて開催したが、同日に選挙が行われ、選挙目的の人なのか動物フェスティバル目的の人なのか混同し、概算になったと動物フェスティバル事務局から聞いている。

高橋(孝)会長 動物フェスティバル事務局において当初人数カウントを失念し、事務局の説明のとおり概算で出したとのことである。

山田委員 相模原市では動物愛護事業に関する消耗物品の寄附を受け取っているが、受入れの可否については条例などで決まっているのか。他の自治体では寄附を受け入れているか。

松岡委員 相模原市においては、条例等の定めがあるわけではない。

事務局 神奈川県動物愛護センターでは療法食など不足しているものであれば寄附の受入れをしている。

私市委員 横浜市では、ふるさと納税、社会福祉基金により寄附をいただいている。災害対策の一

部や多頭飼育に係る部分については、社会福祉基金により数百万単位で賄っている。
それ以外の寄附受入は検討という状況である。

高橋(三)委員 川崎市では、動物愛護関連事業に対する寄附として現金及び消耗品等を寄附いただいている。

依田委員 横須賀市では、不足している物品については寄附を受けている。動物愛護基金により現金の寄附もいただいている。

山田委員 資料の記載方法について、各自治体名を頭出しすると読みやすいのではないか。

高橋(孝)会長 本議題については、今後令和7年1～3月分を追加して、令和6年度の実施結果とし、その詳細については、事務局一任とすることとする。

(2) 議題3「神奈川県動物愛護管理推進計画（令和3年度～令和12年度）に基づく令和7年度実施計画（案）」について（資料3）

事務局 資料は事前にお送りしているが、各自治体のトピックについて、説明する。

神奈川県において、6ページの施策5⑤について、福祉部局との連携強化を進めていきたいと考えている。

現在も、事例ごとに関係部署で連携して対応していますが、福祉部局から保健福祉事務所等へ相談があった際にはすでに多頭飼育崩壊の状態になっている事例もある。

そこで、令和7年度は福祉部局の職員や有識者による検討会を設置し、多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、福祉部局と動物愛護部局の日頃からのより効果的な連携について検討していきたいと考えている。

また、福祉部局の職員の方々にも多頭飼育の問題に理解を深めてもらうために研修で使えるような動画を制作していきたいと考えている。

私市委員 横浜市において、7ページの施策9②について、狂犬病やトリインフルエンザ、SFTS発生時にどのように対応するのか、市獣医師会や医師会と情報共有や発生した時の流れの確認をしていきたいと考えている。令和元年度に一度協議したが、来年度から再開する。

8ページの施策10①について、新たな地震防災戦略の策定を市全体で検討した。その中で誰もが避難できるということを施策の中で打ち出している。人とは別の場所でペットの一時飼育場所を設けて同行避難をする施策を進めているが、それ以外にも人と動物が屋内等で共に過ごす同室避難の取組みについて、来年度にモデル事業での実施を予定している。また、動物救援センターで活動いただく災害時動物救援ボランティアの育成にも取り組んでいきたいと考えている。

高橋（三）委員 川崎市において、施策1⑤について、社会福祉部局と連携して、ケアマネジャー、ホームヘルパー等に対し、高齢者のペット飼育、多頭飼育問題等に関する情報提供及び協力依頼を行っていきたいと考えている。

5 ページ施策5①について、「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」の周知を図るとともに、地域猫活動を推進していきたいと考えている。

施策5②について、「適正飼養キャンペーンの」一環として、犬や猫の飼い主に対して、マナーの向上や動物の適正な飼養管理についてのリーフレットを町内会回覧する。

8 ページ施策10①について、川崎市地域防災計画に基づき、動物に係る災害対策を推進していきたいと考えている。

松岡委員 相模原市において、6 ページの施策5⑤について、6 頭以上の犬又は猫を飼う場合に、条例に基づく届出が義務化されたことの周知を図るとともに、届出により飼育状況を早期に把握して適正飼育について助言や指導を行う。

依田委員 横須賀市において、2 ページの施策2②について、犬や猫の飼い主向けのチラシやリーフレットを窓口や動物取扱業施設へ配架依頼し、適正飼養について啓発を図る。令和6 年度も実施した。

須田委員 藤沢市において、2 ページの施策2①について、緊急連絡カードの作成、配布については福祉部局との連携が重要と考えているので、ケアマネジャー等と連携していきたいと考えている。

8 ページ施策10 の災害対策について、引続き市獣医師会との勉強会を継続していききたいと考えている。

橋爪委員 茅ヶ崎市において、1 ページ施策1①について、茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会主催の譲渡会を開催する。

2 ページの施策1④について、FM ちがさきの協力のもと、マナー啓発やイベント情報などの情報発信を積極的に行っていききたい。

3 ページ施策2③について、引き続き市内のボランティアとの協働事業で飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術を行っていく。

4 ページ施策3②について、市内のボランティア団体と協働で保護猫の譲渡会を実施する。

6 ページ施策5⑤について、市の福祉部局と関連機関と連携して、不適当な多頭飼育の早期発見に努める

9 ページの施策10②について、各種イベント等において避難所でのペットの受入れについてガイドラインを配布して、ペットに係る災害の備えについて普及啓発を図る。

大矢委員 特定動物の危険防止について、毒トカゲなど一般にペットで飼われている毒性のある動物が新たに特定動物に指定された。飼育の数の減少があると考え。各自治体において毒のある特定動物の数を把握しているのか。また、指導方法について伺いたい。

事務局 手元に資料がなく、即答ができない。

大矢委員 後日でよい。危険な動物が多くなっているのでペットとしての飼育をやめる方向で持っていくとよいと考える。

(後日記載内容)

事務局 神奈川県においては、県所管域では毒のある特定動物の飼養許可を受けている事例はない。指導方法については、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第9条に規定する次の書類を提出するよう指導している。

第9条(3) なみへび科(蛇毒を有する者に限る。次条第1号において同じ。)、コブラ科、くさりへび科又はどくとかげ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合であつて、当該特定動物の毒に効力を有する血清を保管するときは、当該血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類

私市委員 横浜市においては、毒のあるトカゲとしては、ドクトカゲ科の飼養許可を有する施設が8件、実際の飼養頭数が15頭。毒のあるへびとしては、コブラ科等の飼養許可を有する施設が1件、実際の飼養頭数が0頭となっている。施設の監視時に施設の管理状況や施設の逸走防止体制に問題がないか確認している。

高橋(三)委員 川崎市においては、毒のある特定動物として、アメリカドクトカゲの飼養許可を有する施設が1件あるが、現在の実際の飼養数は0頭となっている。飼養・保管許可申請の際には、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第10条第3号に規定する書類(当該特定動物の毒に効力を有する血清の名称、製造者及びその血清の接種を受けることができる場所を記載した書類)を提出するよう指導している。

松岡委員 相模原市では毒のある特定動物の飼養許可を受けている事例はない。指導方法については、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例等施行規則第8条に規定する次の書類を提出するよう指導している。

毒を有する特定動物の飼養又は保管をする場合にあつては、当該特定動物の抗毒素血清等が存在する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の名称、製造者及び保管場所を記載した書類並びに医師による迅速な救急措置が行える体制を記載した書類を、当該特定動物の抗毒素血清等が存在しない場合は、医師による迅速な救急措置が行える体制を記載した書類

依田委員 横須賀市では、毒のある特定動物は1件、1頭の許可がある。保守点検にかかる計画書を提出してもらっており、これを遂行してもらうとともに、施設についても逸走防止体制に問題がないか定期的に監視指導を行っている。

山田委員 多頭飼育崩壊の事例が散発していると思われ、動物愛護センターで収容が大変な状況だと考える。飼い主が動物の所有権を放棄しない場合に、動物愛護センターでの収容ができないというのも課題と考える。各自治体の今後の方向性について伺いたい。

事務局 神奈川県において、まずは未然防止が大事と考える。福祉部局との連携を図りながら不適正な多頭飼育の早期探知に努めていく。万が一、多頭飼育崩壊が起きたら、関係機関と連携して対応していく。

また、所有権の課題については、緊急一時保護及びその保護場所を含めて検討するよう環境省に要望をしている。

私市委員 横浜市において、社会福祉部局との連携は日頃から行っている。動物愛護センターの譲渡登録団体の協力を得ながら支援員を派遣してもらうような制度を試験的に行おうと考えている。また、譲渡登録団体と連携して、所有権放棄を促すこともしていきたいと考えている。

高橋（三）委員 川崎市において、ペットを飼っている方だけでなく、地域の方にも適正飼養の考えを広く進めていきたいと考えている。また、福祉部局はもとより、ケアマネジャーやホームヘルパーなど高齢者と身近に接する方々に多頭飼育の問題を広く伝えていきたいと考えている。

高齢者の中で適正飼養ができなくなったという問合せがあった場合は、新しい飼い主探しや引取りの制度について丁寧に対応している。

松岡委員 相模原市において、令和7年度から多頭飼育の届出制度を開始する。この制度を適切に周知することで多頭飼育崩壊の未然防止に努めていく。ポスターを自治会の掲示板に掲示してもらえよう依頼した。近隣の方から情報を得たいと考えている。多頭飼育崩壊の事案では、ボランティアや動物愛護推進員と連携して対応している。

多頭飼育をしている方には定期的に飼い主に連絡してフォローをしている。

依田委員 横須賀市において、多頭飼育崩壊は最近はないが、発生時にはボランティアと連携して適切に対応したいと考えている。福祉部局とは日頃から情報共有している。

多頭飼育の情報が入れば、動物愛護センター職員が飼い主宅に訪問し、状況が大きくならないようにしている。

須田委員 藤沢市において、福祉部局との連携が重要と考えている。ケアマネジャーへの周知や緊急連絡カードの作成配布で早期探知に努めていく。

橋爪委員 茅ヶ崎市において、福祉部局との連携強化が大事と考えている。また、地域獣医師会や警察、住民、ボランティアなどの方々が多頭飼育の情報を詳しく持っていることがあるので、このような方々の話に耳を傾けて情報収集に努めていく。多頭飼育を探知した場合は役所だけでは所有権放棄をしてもらえないことは少ないので地域のボランティアと一緒に現場に赴いて話を進めていく。

山田委員 神奈川県が一時保護に係る要望を環境省にしているのは大変ありがたいことである。今後、動物愛護法が改正される方向にあると考えるので、他の自治体でも環境省に要望してもらえるとありがたいので検討いただきたい。

丸山委員 多頭飼育届出制度について、多頭飼育をしている飼い主の中には制度を知らない人もいると考える。未届出者に対する罰則規定はあるのか。

事務局 神奈川県において、罰則規定について、罰金刑はないが勧告規定はある。多頭飼育届出制度を周知することで近隣からの通報も入りやすくなる。例えば、令和6年12月末時点で、県所管域で117件の届出があった。そして、未届出に関して46件の通報があった。引続き、多頭飼育届出制度を周知していきたいと考えている。

丸山委員 地域やケアマネジャー等と連携して進めていくことが大事だと考える。

松岡委員 相模原市においては、多頭飼育届出制度の実効性を高めることや、未届出の抑止力として5万円以下の過料の規定を設けている。

高橋(孝)会長 多頭飼育崩壊の問題は、福祉部局との連携など多角的に対応することが大事だと考える。

(3) 議題4「神奈川県動物愛護管理推進計画の見直し時期について」(資料3)

事務局 神奈川県動物愛護管理推進計画は、国が5年ごとに改正する「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、都道府県ごとに定めなければならないとされている。

推進計画は「定期的な検証、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に見直し」を行うとしており、5年後に当たる令和7年度に動愛法の改正が想定されるため、その後に改正される基本指針に即して、現行の推進計画の見直し・改定を行いたいと考えている。

想定スケジュールとして、令和7年度に動物愛護法改正、基本指針改正が行われると想

定して、令和8年度に基本指針に即して、現行の推進計画の見直し・改定をしたいと考えている。神奈川県動物愛護管理推進協議会は2回開催を想定している。

高橋(孝)会長 委員の皆さま、こちらの議題については、資料のとおりとしてよいか。

一同 異議なし

(4) 議題1「神奈川県動物愛護管理推進協議会の傍聴方法について」(資料1)

事務局 本議題については事前に資料を送付し、妥当な傍聴方法について各委員から意見をいただいている。

意見のとりまとめ結果は資料1別紙3のとおり。案の1は傍聴人に対して条件を付して、ウェブ傍聴を実施するというもの。案の2は傍聴人のみ対面参加にするというもの。案の3は、協議会是对面開催とし、同会場内に傍聴人席を設けるというものである。

それぞれの案に対する賛成数について、案の1が2票、案の2が8票、案の3が6票、その他が1票だった。なお、その他の案として、議事録の公表とあるが、県の要綱上、議事録を公表するとともに原則、傍聴ができるようにする必要がある。

高橋(孝)会長 本とりまとめ結果から、案の2か案の3が妥当と考えるが改めていかがか。

山田委員 他の同様の協議会ではどのようなものが多く取られているか。

事務局 案の1から案の3まで様々な形態がある。

山田委員 ウェブ傍聴を実施した場合に問題は生じているか。

事務局 無断で録画されたものが流出する等のトラブルは他の協議会ではない。

田中委員 ウェブ傍聴の場合、傍聴人による録画を止めることはできないと考えるが、やましいことはしていないので SNS に流れてもよいという心づもりや多くの人に見てもらいたいならば案の1でもよいと考える。しかし、対面時の傍聴方法と差が出てしまう。それであれば案の3であれば傍聴人にとっては公平であるとする。また、協議会のリスク回避から案の3がよいと考える。

丸山委員 ウェブ傍聴の場合、スマホ等で録画できてしまう。ある会議で無断で録音、録画されたものが別の媒体に流出したことが起きた。やましいことをしているわけではないが、あらぬ誹謗中傷も危惧される。よって、案の2か案の3がよいと考える。

高橋(孝)会長 録音、録画を止めるのは難しいと考える。そのまま利用されるならばよいと考えるが、悪意を持って切り取って利用されるのが懸念される。他に意見がなければ案の2と案の3のどちらがよいか、あるいは両方か、決を採らせていただきたい。

案の2 11名が挙手

案の3 6名が挙手

高橋(孝)会長 案の2ということでよいか。

一同 異議なし

(5) その他

高橋(孝)会長 用意した議題は以上だが、他に情報提供等はあるか。

田中委員 資料1別紙2の第8条第2項について、報道関係者に関する記載、例えば、定員や所属や腕章着用など扱いを記載するとよいと考える。

事務局 承知した。

高橋(孝)会長 他に特になければ、議事進行を終了する。円滑な議事進行にご協力いただき、感謝する。以上をもって、令和6年度神奈川県動物愛護管理推進協議会を閉会する。

以上